

平成27年度 水道事業会計決算

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)水道事業会計の決算は、平成28年9月定例市議会で認定されました。

事業の運営や施設の管理に関わる収益的収支について、収入は、料金収入などの減少により、前年度に比べて約2200万円の減となりました。支出は、会計基準の見直しに伴う退職給付引当金不足額の一括計上などの移行処理が前年度に終了したことにより、約9億5000万円が前年度に比べて減となりました。収支の差し引きでは、約8200万円の純損失を計上しています。

また、施設の新設や改良に関わる資本的収支については、収支差し引き約11億2500万円の不足額を内部留保資金で補填しています。

みなさんからの水道料金で支えられている水道事業の経営環境は、使用水量の減少が今後も見込まれるなど厳しい状況ですが、長期経営構想に基づいた健全な事業経営に取り組み、安全な水道水の安定かつ継続的な供給に努めていきます。

鳥取市
水道局
だより
2016.11.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811(代表)
0857-53-7953(直通)
FAX 0857-53-7802
鳥取市水道局ホームページ
http://www.water.tottori.tottori.jp/
《No.52》

問い合わせ先 総務課財務係

☎ 0857-53-7913
☎ 0857-53-7802

平成27年度の主な事業

浄水施設整備事業

青谷地域に新たな膜ろ過浄水施設を整備するための地質調査や詳細設計などを行いました。

第8回拡張事業

河原インター山手工業団地の給水開始に向けて、江山浄水場—工業団地間の配水施設整備(主に片山ポンプ場と山手配水地の関連工事)を行いました。

配水管等改良事業

震災対策整備事業などにより老朽管を耐震管に取り替えるとともに、安全な水道水を供給するため、鉛製給水管更新事業による鉛管の解消に努めました。

諸施設整備事業

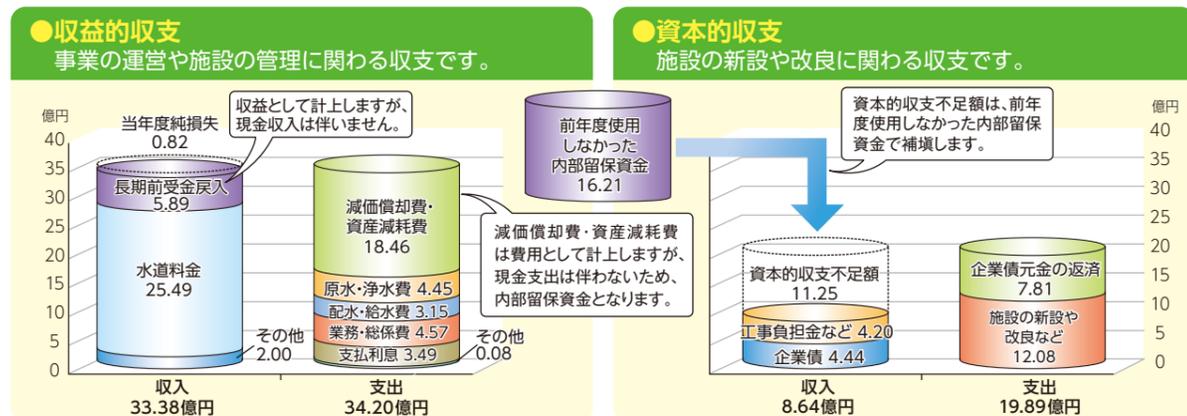
吉岡配水地無停電電源装置蓄電池取り替え工事など、老朽化した設備の更新や改修を行いました。

その他の取り組み

- 平成16年の市町村合併以降、段階的に調整を図ってきました鳥取・国府地域、河原地域、青谷地域の水道料金を平成27年9月分から統一しました。
- 本市の水道が大正4年10月に給水を開始して、平成27年度に100周年を迎えたことから、記念事業を実施しました。

平成27年度の決算の内訳

水道事業会計は、収益的収支と資本的収支に区分されます。



収益的収支の用語

■長期前受金戻入: 施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上するもの。 ■減価償却費: 施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。 ■資産減耗費: 施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上するもの。 ■原水・浄水費: 原水(天然の水)を水道水にするための費用。 ■配水・給水費: お客さまの所まで水道水を送るための費用。 ■業務費・総係費: 水道メーターの計量、料金の徴収、窓口サービス、その他の費用。 ■支払利息: 企業債(借入金)の利息。

資本的収支の用語

■企業債: 施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。



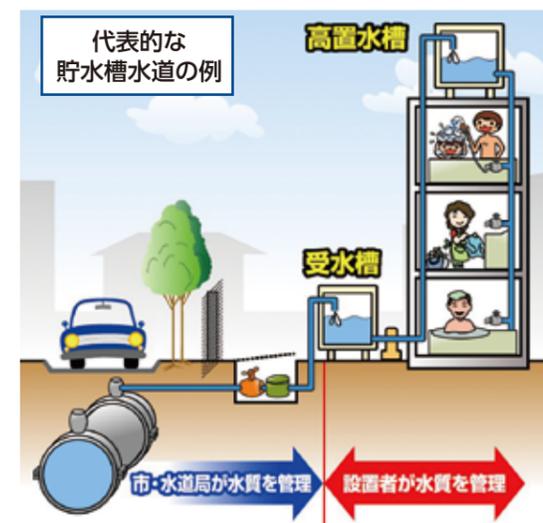
貯水槽水道の適正な管理を

～設置者のみなさんへお願い～

ビルやマンション、学校などの多くは、水道水を水槽(受水槽や高置水槽)にためてから利用者に給水しています。このような給水方法を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道は、水道法などにより設置者の責任で管理を行うこととなっていますので、以下のとおり適正な管理をお願いします。

- 1年に1回、鳥取県登録清掃業者による清掃を行ってください。(有料)
- 1年に1回、検査機関による検査を受けてください。(有料)
検査機関:公益財団法人鳥取県保健事業団 0857-23-4843
- 蛇口から出る水の色、濁り、臭気、味、残留塩素の確認を適時行ってください。
- 供給する水が人の健康を害する恐れがあるときは、直ちに給水を停止し、利用者、住人の方に知らせてください。
- 水槽(受水槽や高置水槽)の点検を適時行ってください。



水槽(受水槽や高置水槽)点検のポイント

- 蓋が施錠されているか。
- ボールタップなどの定水位装置に異常がないか。
- 内部が汚れていないか。
- 通気管の防虫網が破れてないか。
- 本体に亀裂がないか。
- 配管などの接続箇所隙間はないか。(雨水などが内部に入り込まないか。)
- 周囲は、清潔で整備されていて、点検を行いやすい環境が保たれているか。
- オーバーフロー管の防虫網が破れていないか、水抜管と排水弁との間に適切な間隔があるか。

貯水槽水道は設置してある水槽の有効容量に応じて、次のように分類されています。

- 小規模貯水槽水道
水槽の有効容量が10m³以下のもの
- 簡易専用水道
水槽の有効容量が10m³を超えるもの

問い合わせ先

- ▶上水道区域の小規模貯水槽水道について 給水維持課給水係 ☎0857-53-7934 ☎0857-53-7801
- ▶上記以外の貯水槽水道について 市役所第二庁舎農村整備課簡易水道係 ☎0857-20-3246 ☎0857-20-3047

水道工事にご協力を!

水道局では、古くなった水道管を災害に強い水道管に計画的に取り替える工事や漏水の緊急修繕工事などの断水工事を市内各地で行っています。道路などに埋設されている水道管は、みなさんの所まで水道水を安定してお届けするために大切な役割を果たしています。

工事に伴う通行規制や一時的な断水などによって、ご不便をお掛けする場合がありますが、ご協力をお願いします。

なお、断水を伴う工事を行う場合は、あらかじめ該当する地域のみなさんにお知らせします。(緊急工事のときは、お知らせできないことがあります。)



簡易水道事業統合に伴う 水道料金の統一時期について

～水道事業審議会答申～

現在、上水道事業と簡易水道事業の水道料金は、メーター口径別の基本料金と使用水量に応じた従量料金から成る二部料金制を採用していますが、その単価は大きく異なります。

平成28年4月15日、水道事業と簡易水道事業の統合(平成29年4月)後の水道料金統一の時期について検討をもらうため、鳥取市水道事業審議会*に諮問しました。平成28年8月8日、審議会での3回にわたる会議を経て答申がありました。答申の概要は次のとおりです。

*水道事業審議会…水道料金など、水道事業の重要な事項について調査や審議を行う市長の諮問機関。学識経験者や公募などの委員17人で構成。

答申の概要

簡易水道区域と上水道区域の水道料金の統一時期は、事業統合から3年経過後が適当とする。

主な理由

- 平成28年度当初に簡易水道料金を統一して間もない状況にあること。
- 基本料金と従量料金の額が両事業で大きく異なっていること。



松原水道事業審議会会長(写真右)から深澤市長に答申書が提出されました。

答申の付帯意見

- 水道料金の統一について市民への積極的な情報公開を引き続き行うこと。
- 事業統合後の簡易水道施設の建設改良の事業量を十分に把握・検討し、必要な人員の確保を図って円滑な事業推進に努めること。
- 事業統合後から当分の間、運営経費の不足分を引き続き一般会計から水道事業会計へ繰り入れるなどの財政措置を講じること。

上水道区域と簡易水道区域の料金比較(メーター口径13mm・1カ月)

使用水量	上水道区域	簡易水道区域
20m ³	2,073円(税抜き1,920円)	2,581円(税抜き2,390円)
30m ³	3,520円(税抜き3,260円)	3,358円(税抜き3,110円)
40m ³	4,968円(税抜き4,600円)	4,255円(税抜き3,940円)

料金体系の比較(平成29年4月以降、1カ月・税抜き)

●基本料金		●従量料金	
口径	上水道区域	使用水量	簡易水道区域
13mm	460円	0m ³ ~10m ³	1m ³ 当たり 46円
20mm	1,250円	11m ³ ~20m ³	100円
25mm	2,120円	21m ³ ~30m ³	134円
30mm		31m ³ ~40m ³	161円
40mm	6,500円	41m ³ ~50m ³	200円
50mm	11,200円	51m ³ ~200m ³	
75mm	30,400円	201m ³ ~	

問い合わせ先▶ 経営企画課経営係 ☎0857-53-7952 ☎0857-53-7802

平成29年4月から

簡易水道事業・飲料水供給施設を 上水道事業に統合します



本市では、平成22年3月に簡易水道事業統合計画を立案し、簡易水道事業と飲料水供給施設を上水道事業に統合する準備を進めてきました。

平成29年4月1日から、67の簡易水道事業と10の飲料水供給施設を上水道事業に統合し、これまで市役所が実施してきた維持管理業務や施設整備事業は水道局が行います。

この統合に伴い、水道局の管理区域が広がることから、現在の水道局の河原営業所を南地域営業所に、青谷営業所を西地域営業所に変更するとともに、組織の体制を強化します。

統合以降の水道施設の維持管理、水道の届け出先は、地域ごとに、水道局国安庁舎、水道局南地域営業所*(河原町総合支所内)、水道局西地域営業所*(青谷町総合支所内)が主に担当します。

- 簡易水道事業・飲料水供給施設は、統合時に上水道から直接給水を開始する一部の区域を除き、水源や施設をそのまま水道局が引き継いで事業経営を行います。
- 現在の簡易水道地域の料金の支払い方法(口座振替、窓口納付)に変更はありません。窓口納付の場合は、市内金融機関および各総合支所に加え、新たにコンビニエンスストアでお支払いができます。

*水道局南地域営業所、水道局西地域営業所は仮称です。

平成29年4月1日からの担当窓口

担当	地域
水道局 国安庁舎	鳥取地域、国府地域、 福部地域
水道局 南地域営業所*	河原地域、用瀬地域、 佐治地域
水道局 西地域営業所*	気高地域、鹿野地域、 青谷地域

給水区域図



上水道事業
給水人口が5,001人以上の水道事業

簡易水道事業
給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業

飲料水供給施設
給水人口が50人以上100人以下の施設

問い合わせ先▶ 経営企画課経営係 ☎0857-53-7952 ☎0857-53-7802